

令和 5 年 4 月 23 日執行
新宮町議会議員一般選挙
新宮町長選挙

選挙運動費用の公費負担(選挙公営)の手引き
(自動車、ビラ及びポスター)

新宮町選挙管理委員会

目 次

第1 選挙公営制度について

1 はじめに	2
2 選挙公営制度の概要	2
3 公費負担の上限額等について	3
4 選挙公営制度関係等事務日程	5

第2 手続き等について

1 選挙運動用自動車関係	6
(1)公営による自動車の使用の手続き	6
(2)公費負担の額	7
(3)請求の手続き及び支払い方法	8
2 選挙運動用ビラ関係	10
(1)公営によるビラの作成の手続き	10
(2)公費負担の額	11
(3)請求の手続き及び支払い方法	11
3 選挙運動用ポスター関係	12
(1)公営によるポスターの作成の手続き	12
(2)公費負担の額	13
(3)請求の手続き及び支払い方法	13
4 選挙公営関係提出書類	14
(1)選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）	14
(2)選挙運動用自動車の使用（自動車の借入）	16
(3)選挙運動用自動車の使用（燃料代）	18
(4)選挙運動用自動車の使用（運転手）	20
(5)選挙運動用ビラの作成	22
(6)選挙運動用ポスターの作成	24

第1 選挙公営制度について

1 はじめに

この手引きは、新宮町の議会議員及び長の選挙における、選挙運動費用の一部を、条例に基づき新宮町が負担すること(以下「選挙公営制度」という。)について、その対象、上限額、請求手続き等を説明したものです。

2 選挙公営制度の概要

(1)公費負担の種類

選挙公営制度は、「新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(以下「条例」という。)」及び「新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(以下「規程」という。)」に対象、上限額等の基準、手続きを定めています。

公費負担の対象は、「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の3つです。

(2)対象となる候補者

公職選挙法(以下「法」といいます。)の規定により、町議会議員選挙の立候補の届出に当たっては 15 万円の現金又はこれに相当する額面の国債証券を、町長選挙の立候補の届出に当たっては 50 万円の現金又はこれに相当する額面の国債証券(以下「供託物」といいます。)を供託しなければなりません(法第 92 条)。

選挙の結果、候補者の得票数が、次の計算式による数(供託物没収点)に達する場合に公費負担の対象となります。

ア 町議会議員選挙における供託物没収点の計算式

$$\text{有効投票数} \div 12(\text{議員定数}) \times 1 / 10$$

イ 町長選挙における供託物没収点の計算式

$$\text{有効投票数} \times 1 / 10$$

※ 供託物没収点に達しないときは、この供託物は没収され、新宮町に帰属することになります(法第 93 条)。また、供託物を没収された候補者には、この選挙公営制度が適用されません。

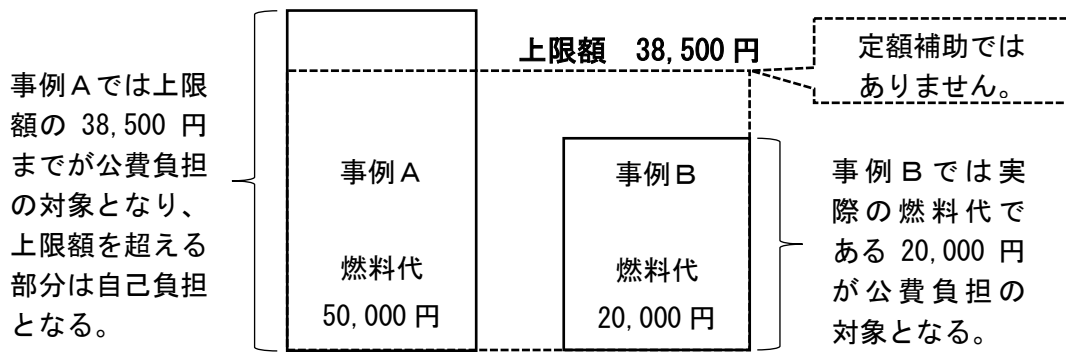
3 公費負担の上限額等について

(1) 公費負担の考え方

選挙運動費用の公費負担制度では、上限額を定額で交付するのではなく、上限額までの範囲内で実際に要した費用を交付します。

【例】

選挙運動用自動車の燃料代の例(上限額は 38,500 円)



(2) 公費負担の上限額等

区分	公費負担の対象	公費負担の上限額
① 選挙運動用自動車の使用	ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計額(同一の日について1台に限る。)
	イ (ア)自動車の借入れ契約(レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計額(同一の日について1台に限る。)
	(イ)燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
	(ウ)運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額(同一の日について1人に限る。)
		64,500 円(1日当たり単価の上限額)×5日=322,500 円
		16,100 円(1日当たり単価の上限額)×5日=80,500 円
		7,700 円×5日=38,500 円(「7,700 円」は1日当たりの上限額ではありません。)
		12,500 円(1日当たり単価の上限額)×5日=62,500 円

区分	公費負担の対象	公費負担の上限額
②選挙運動用ビラの作成 作成枚数の上限 ・町議会議員 1,600 枚 ・町長 5,000 枚	作成単価に作成枚数を乗じた金額	町議会議員選挙 7.73 円(1 枚当たり単価の上限額) × 1,600 枚(作成枚数の上限) = 12,368 円 町長選挙 7.73 円(1 枚当たり単価の上限額) × 5,000 枚(作成枚数の上限) = 38,650 円
③選挙運動用ポスターの作成 作成枚数の上限 45 枚	作成単価に作成枚数を乗じた金額	7,570 円(1 枚当たり単価の上限額) × 45 枚(作成枚数の上限) = 340,650 円

※ 「①選挙運動用自動車の使用」に関する補足事項

同一の日において「ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約」と「イ その他の契約」との併用はできません。

※ 「②選挙運動用ビラの作成」及び「③選挙運動用ポスターの作成」については、作成枚数にも上限があります。

上限枚数を超過した部分に係る費用は公費負担の対象となりません。

※ 選挙公営制度の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者と有償契約を締結する必要があります。

※ 契約代金が上限額を超えた場合、超えた分の費用は公費負担の対象にはなりません。支払い等について、候補者と契約の相手方との間で十分に協議をしてください。

※ 供託物を没収された候補者には、この選挙公営制度が適用されないため、全額当該候補者の負担となります。

(3) 無投票となった場合の取り扱い

無投票となった場合の取り扱いは次のとおりです。

①選挙運動用自動車の使用	告示日1日の使用分のみ、選挙公営制度の対象
②選挙運動用ビラの作成	投票の有無にかかわらず、選挙公営制度の対象
③選挙運動用ポスターの作成	

4 選挙公営制度関係等事務日程

立候補予定者説明会(関係書類を配布)	令和5年3月24日(金)
①選挙運動用自動車の使用 ②選挙運動用ビラの作成 ③選挙運動用ポスターの作成	の契約締結 (候補者と事業者等)
任意の日から	
選挙公営関係書類事前確認 ※契約届出書等(契約書写し添付)の事前確認	4月11日(火)、12(水) ※準備ができていない書類の確認
選挙期日の告示(立候補届出の日)	4月18日(火)
契約届出書の提出(候補者→選管)	4月18日(火)
投・開票日(選挙期日)	4月23日(日)
※燃料供給、ビラ、ポスターのみ必要 ↓ 確認申請(候補者→選管) ↓ 確認書交付(選管→候補者) ↓ 確認書提出(候補者→契約の相手方)	ビラ、ポスターは作成後、 燃料供給は選挙の期日後 ～ 5月8日(月)ごろ
各証明書の作成、提出(候補者→契約の相手方)	
選挙運動費用収支報告書の提出(候補者→選管)	5月8日(月)までに
請求書の提出(事業者等→新宮町) [確認書、証明書等の添付]	書類の準備ができ次第 速やかに

第2 手続き等について

1 選挙運動用自動車関係

候補者は、条例の規定に基づき、上限額の範囲内で、選挙運動用自動車(以下「自動車」という。)を無料で使用することができます。

(1) 公営による自動車の使用の手続き

候補者が、自動車の使用について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続きが必要です。

ア 有償契約の締結

一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者と自動車の使用に関し、有償契約を締結すること。

「自動車の使用」は、契約の内容により、次のように区分されます。

(ア) 一般運送契約によるもの

自動車、燃料及び運転手込みで自動車を借り受ける場合(いわゆるハイヤー方式)で、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約です。

一般乗用旅客自動車運送事業者とは、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸し切って旅客を運送する事業の許可を受けた事業者をいいます。

(イ) 一般運送契約以外の契約によるもの

自動車の借入れ(いわゆるレンタカー方式)、燃料(ガソリン等)の供給及び運転手の雇用を個別に行うもので、契約の相手方は、それぞれ自動車の貸与者、燃料の供給業者又は運転者等となります。

なお、個別に契約する場合、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限り、公費負担の対象となります。

例えば、自動車の借入れ契約の相手方が候補者と生計を一にする配偶者であるときは、その者が自動車の貸し出しを業としない限り、自動車の使用については公費負担の対象となりません。

※ 道路運送法第80条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない」と規定されており、道路運送法第80条の許可を受けていない者から有償で自動車を借り受けた場合には道路運送法第80条に抵触する恐れがありますので、ご注意ください。

※ 自動車の借入れに係る選挙公営費用として自動車の貸与者に支払う費用は、自動車の借り上げ料のみです。

自動車用看板の作成・取り付け費用や、拡声器の借り上げ・取り付け費用などの費用については、候補者の自己負担となりますのでご注意ください。

イ 契約届出書の提出

前記「ア」の契約を締結したときは、立候補届け出後、直ちに「選挙運動用自動車使用契約届

出書(様式第 1 号)」に契約書の写しを添えて、選挙管理委員会に届け出てください。

なお、契約に変更が生じたときも同様とします。

ウ 使用証明書の提出

前記「イ」の契約届出書を提出した候補者は、有償契約を締結した契約の相手方ごとに、次の証明書を作成し、当該契約者に提出してください。

(ア)一般運送契約

…選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第 10 号)

(イ)一般運送契約以外の契約の場合

①自動車の借入れ

…選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第 10 号)

②燃料の供給

…選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第 11 号)

③運転手の雇用

…選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(様式第 12 号)

エ 燃料代確認の申請(一般運送契約を除く。)

(ア)候補者は、燃料の供給について前記「イ」の契約届出書の提出をしたときは、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第 4 号)」を選挙管理委員会に提出し、自動車の燃料の金額の確認を受けてください。

※ この確認は、燃料代金の累積額が条例で定めた上限額の範囲内であることを確認するためのものです。公費負担の額は、この確認した金額の範囲内に限られます。

(イ)前記「(ア)」の申請をした候補者に、選挙管理委員会が「選挙運動用自動車燃料代確認書(様式第 7 号)」を交付しますので、候補者は、この確認書を、直ちに契約の相手方(燃料供給事業者)に提出してください。

(2)公費負担の額

公費負担の額は、候補者1人について、次の金額の範囲内です。

ア 一般運送契約の場合(ハイヤー方式)

1日1台につき 64,500 円×5 日=322,500 円

ただし、契約により支払うべき金額が 64,500 円未満であるときは、その金額

※ 以下の点に注意してください。

①立候補届出の日(告示日)から選挙期日の前日までの間で、実際に使用した日が公費負担の対象となります。

②同一の日に2台以上の自動車を使用した場合(例:午前と午後で別の車に乗り換える等)は、候補者が指定するいずれか1台に限り、公費負担の対象となります。

イ 一般運送契約以外の契約の場合

(ア) 自動車の借入れ契約の場合

1日1台につき 16,100 円×5 日＝**80,500 円**

ただし、契約により支払うべき金額が 16,100 円未満であるときは、その金額

※ 以下の点に注意してください。

- ① 立候補届出の日(告示日)から選挙期日の前日までの間で、実際に使用した日が公費負担の対象となります。
- ② 同一の日に2台以上の自動車を使用した場合(例:午前と午後で別の車に乗り換える等)は、候補者が指定するいずれか1台に限り、公費負担の対象となります。

(イ) 燃料の供給契約の場合

次の上限額の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した金額

ただし、契約により支払うべき金額が当該金額未満であるときは、その金額

上限額 = 7,700 円×5 日＝**38,500 円**

(ウ) 運転手の雇用契約の場合

1日1人につき 12,500 円×5 日＝**62,500 円**

ただし、契約により支払うべき金額が 12,500 円未満であるときは、その金額

※ 以下の点に注意してください。

- ① 立候補届出の日(告示日)から選挙期日の前日までの間で、実際に雇用した日が公費負担の対象となります。
- ② 同一の日に2人以上の運転手を雇用した場合(例:午前と午後で別の運転手を雇用する等)は、候補者が指定するいずれか1人に限り、公費負担の対象となります。

ウ 「一般運送契約」と「一般運送契約以外の契約」を締結した場合

候補者の指定するいずれか一の契約に限り、公費負担の対象となります。

(3) 請求の手続き及び支払い方法

ア 請求の方法

契約の相手方(事業者等)が、次の書類を選挙終了後、直ちに新宮町に提出して行います。なお、候補者が供託物を没収される場合は、請求することができません。

請求に必要な書類は次のとおりです。

(ア) 一般運送契約の場合(ハイヤー方式)

- ① 請求書(様式第 15 号)
- ② 請求内訳書(様式第 15 号(別紙))
- ③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第 10 号)

(イ) 一般運送契約以外の契約の場合

① 自動車の借入れ契約の場合

- A 請求書(様式第 15 号)
- B 請求内訳書(様式第 15 号(別紙)(1)自動車の借入れ)
- C 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第 10 号)

② 燃料の供給契約の場合

- A 請求書(様式第 15 号)
- B 請求内訳書(様式第 15 号(別紙)(2)燃料代)
- C 給油伝票(日付、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額が記載されたもの。)の写し
- D 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第 11 号)
- E 選挙運動用自動車燃料代確認書(様式第 7 号)

③ 運転手の雇用契約の場合

- A 請求書(様式第 15 号)
- B 請求内訳書(様式第 15 号(別紙)(3)運転手)
- C 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(様式第 12 号)

イ 支払い方法

町が契約の相手方(事業者等)に対して、直接指定口座に支払います。

2 選挙運動用ビラ関係

候補者は、条例の規定に基づき、上限額の範囲内で、選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)を無料で作成することができます。

なお、ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入されますので留意してください。

(1) 公営によるビラの作成の手続き

候補者が、ビラの作成について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続きが必要です。

ア 有償契約の締結

ビラ作成事業者とビラの作成に関し、有償契約を締結すること。

イ 契約届出書の提出

前記「ア」の契約を締結したときは、立候補届け出後、直ちに「選挙運動用ビラ作成契約届出書(様式第2号)」に契約書の写しを添えて、選挙管理委員会に届け出てください。

ウ 作成証明書の提出

前記「イ」の契約届出書を提出した候補者は、有償契約を締結した契約の相手方に対して、「選挙運動用ビラ作成証明書(様式第13号)」を提出してください。

エ 作成枚数確認の申請

(ア) 候補者は、前記「イ」の契約届出書の提出をしたときは、「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号)」を選挙管理委員会に提出し、枚数の確認を受けてください。

※ この確認は、ビラ作成枚数が条例で定めた上限枚数の範囲内であることを確認するためのものです。公費負担の額は、この確認枚数を基に算定します。

(イ) 前記「(ア)」の申請をした候補者に、選挙管理委員会が「選挙運動用ビラ作成枚数確認書(様式第8号)」を交付しますので、候補者は、この確認書を、直ちに契約の相手方に提出してください。

(2)公費負担の額

公費負担の額は、候補者1人について、次の金額の範囲内です。

【町議会議員選挙】

ビラ1枚の作成単価(上限額 7.73 円)×作成枚数(上限枚数 1,600 枚)

【町長選挙】

ビラ1枚の作成単価(上限額 7.73 円)×作成枚数(上限枚数 5,000 枚)

1枚当たりの作成単価(作成単価が 7.73 円を超える場合は 7.73 円)に、作成枚数(町議会議員選挙の上限枚数 1,600 枚、町長選挙の上限枚数 5,000 枚)を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)が公費負担の上限額となります。

なお、ビラ作成の枚数が条例で定めた枚数の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した枚数に限ります。確認をしていないもの及び上限枚数を超えた枚数分は対象外となります。

(3)請求の手続き及び支払い方法

ア 請求の方法

契約の相手方(事業者等)が、次の書類を選挙終了後、直ちに新宮町に提出して行います。

なお、候補者が供託物を没収されるときは、請求することができません。

(ア)請求に必要な書類

- ① 請求書(様式第 16 号)
- ② 請求内訳書(様式第 16 号(別紙))
- ③ 選挙運動用ビラ作成証明書(様式第 13 号)
- ④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書(様式第 8 号)

イ 支払い方法

町が契約の相手方(事業者等)に対して、直接指定口座に支払います。

3 選挙運動用ポスター関係

候補者は、条例の規定に基づき、上限額の範囲内で、選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）を無料で作成することができます。

なお、ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入されますので留意してください。

(1) 公営によるポスターの作成の手続き

候補者が、ポスターの作成について選挙公営制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる手続きが必要です。

ア 有償契約の締結

ポスター作成事業者とポスターの作成に関し、有償契約を締結すること。

イ 契約届出書の提出

前記「ア」の契約を締結したときは、立候補届け出後、直ちに「選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第 3 号）」に契約書の写しを添えて、選挙管理委員会に届け出てください。

ウ 作成証明書の提出

前記「イ」の契約届出書を提出した候補者は、有償契約を締結した契約の相手方に対して、「選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 14 号）」を提出してください。

エ 作成枚数確認の申請

(ア) 候補者は、前記「イ」の契約届出書の提出をしたときは、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第 6 号）」を選挙管理委員会に提出し、枚数の確認を受けてください。

※ この確認は、ポスター作成枚数が条例で定めた上限枚数の範囲内であることを確認するためのものです。公費負担の額は、この確認枚数を基に算定します。

(イ) 前記「(ア)」の申請をした候補者に、選挙管理委員会が「選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第 9 号）」を交付しますので、候補者は、この確認書を、直ちに契約の相手方に提出してください。

(2) 公費負担の額

公費負担の額は、候補者1人について、次の金額の範囲内です。

$$\text{ポスター1枚の作成単価(上限額 7,570 円)} \times \text{作成枚数(上限枚数45枚)}$$

1枚当たりの作成単価(作成単価が7,570円を超える場合は7,570円)に、作成枚数(上限枚数45枚)を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)が公費負担の上限額となります。

なお、ポスター掲示場数(45箇所)の範囲内であることについて、選挙管理委員会が確認した枚数に限ります。確認をしていないもの及び上限枚数を超えた枚数分は対象外となります。

※一枚当たりの作成単価(上限額)の計算方法(参考)

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数(45箇所)}}{\text{ポスター掲示場数(45箇所)}} = 7,570 \text{ 円}$$

(1円未満の端数は切上げ)

(3) 請求の手続き及び支払い方法

ア 請求の方法

契約の相手方(事業者等)が、次の書類を選挙終了後、直ちに新宮町に提出して行います。

なお、候補者が供託物を没収されるときは、請求することができません。

(ア) 請求に必要な書類

- ① 請求書(様式第17号)
- ② 請求内訳書(様式第17号(別紙))
- ③ 選挙運動用ポスター作成証明書(様式第14号)
- ④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書(様式第9号)

イ 支払い方法

町が契約の相手方(事業者等)に対して、直接指定口座に支払います。

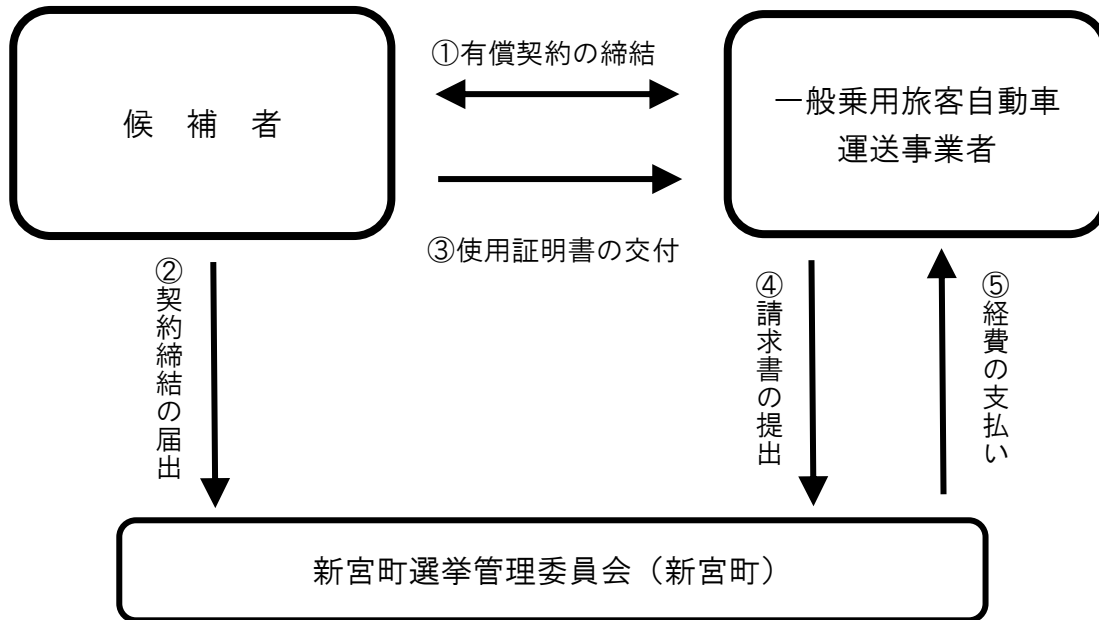
4 選挙公営関係提出書類

- (1) 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
立候補届出のとき又は 契約後直ちに	契約書の写し	
	自動車検査証の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
選挙の期日後速やかに （運送事業者⇒新宮町）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号 別紙 請求内訳書】	

選挙運動用自動車の使用
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
 ※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
2	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し 自動車検査証の写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
4	請求書の提出 (運送事業者⇒新宮町)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第15号】 請求内訳書【様式第15号 別紙請求内訳書(1)】	③の使用証明書
5	経費の支払い (新宮町⇒運送事業者)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費について、運送事業者は新宮町へ④の請求をすることはできません。

2 新宮町に対する上記の請求は、新宮町選挙管理委員会で受け付けます。

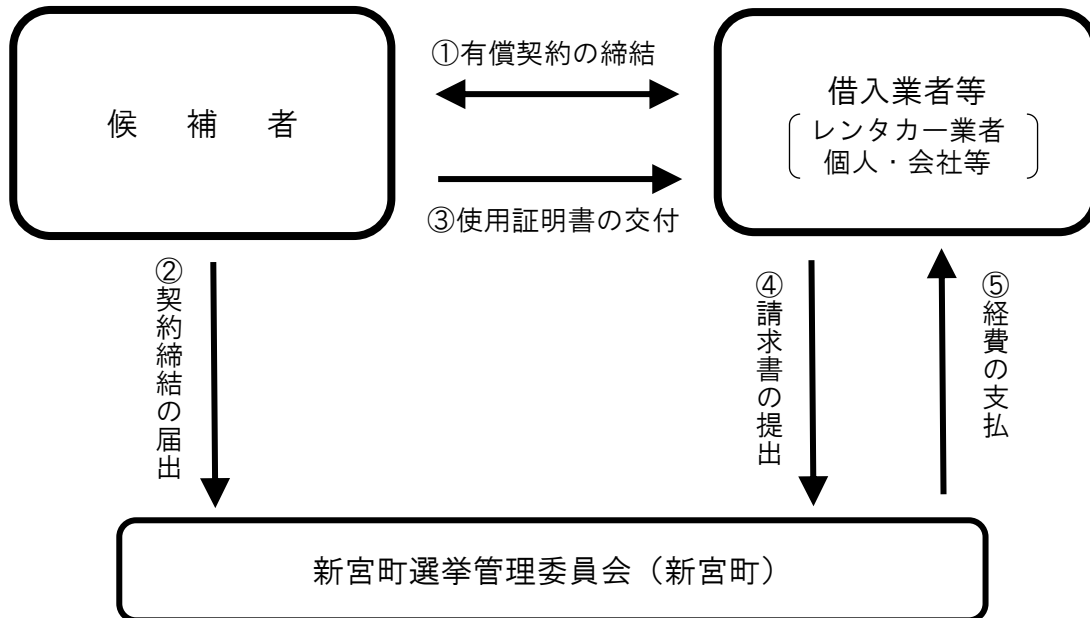
(2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様式名	確認
立候補届出のとき又は 契約後直ちに	契約書の写し	
	自動車検査証の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
選挙の期日後速やかに （借入業者等⇒新宮町）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号 別紙 請求内訳書(1)】	

選挙運動用自動車の使用
 (自動車の借入)
 ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
2	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し 自動車検査証の写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
4	請求書の提出 (借入業者等⇒新宮町)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第15号】 請求内訳書【様式第15号 別紙 請求内訳書(1)】	③の使用証明書
5	経費の支払 (新宮町⇒借入業者等)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費について、借入業者等は新宮町へ④の請求をすることはできません。

2 新宮町に対する上記の請求は、新宮町選挙管理委員会で受け付けます。

(3) 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

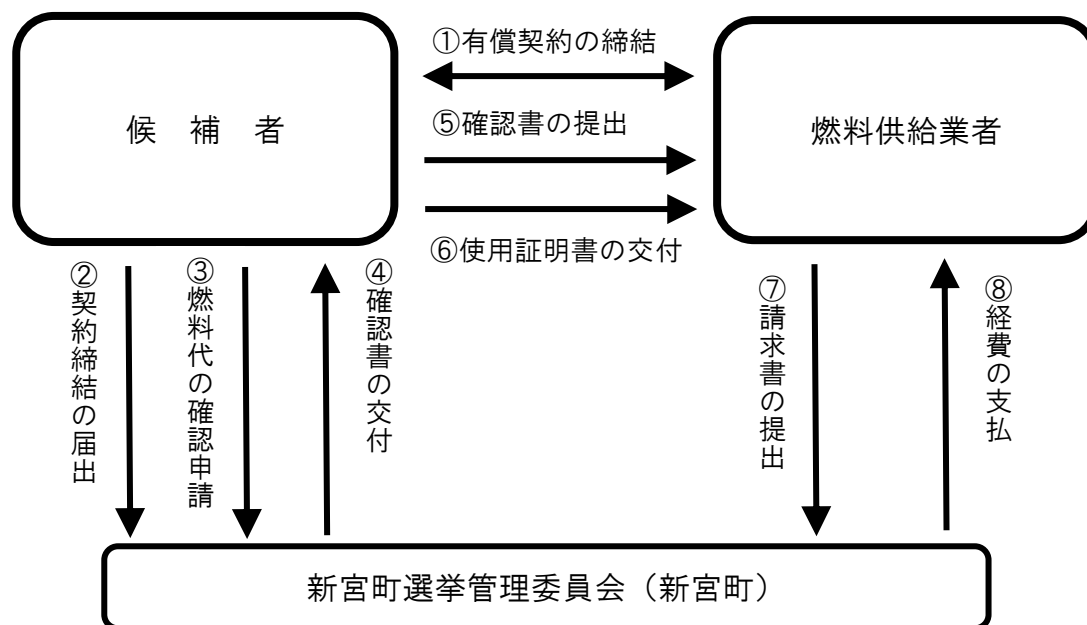
□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
立候補届出のとき又は 契約後直ちに	契約書の写し	
	自動車検査証の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
燃料供給量及び金額確定後速やかに	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
選挙の期日後速やかに （燃料供給業者⇒新宮町）	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号 別紙 請求内訳書(2)】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用

（燃料代）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
2	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号(その1)】	①の契約書写し 自動車検査証の写し
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
5	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
6	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第11号】	給油伝票の写し
7	請求書の提出 (燃料供給業者⇒新宮町)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第15号】 請求内訳書【様式第15号 別紙 請求内訳書(2)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
8	経費の支払 (新宮町⇒燃料供給業者)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費について、燃料供給業者は新宮町へ⑦の請求をすることはできません。

2 新宮町に対する上記の請求については、新宮町選挙管理委員会で受け付けます。

(4) 選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

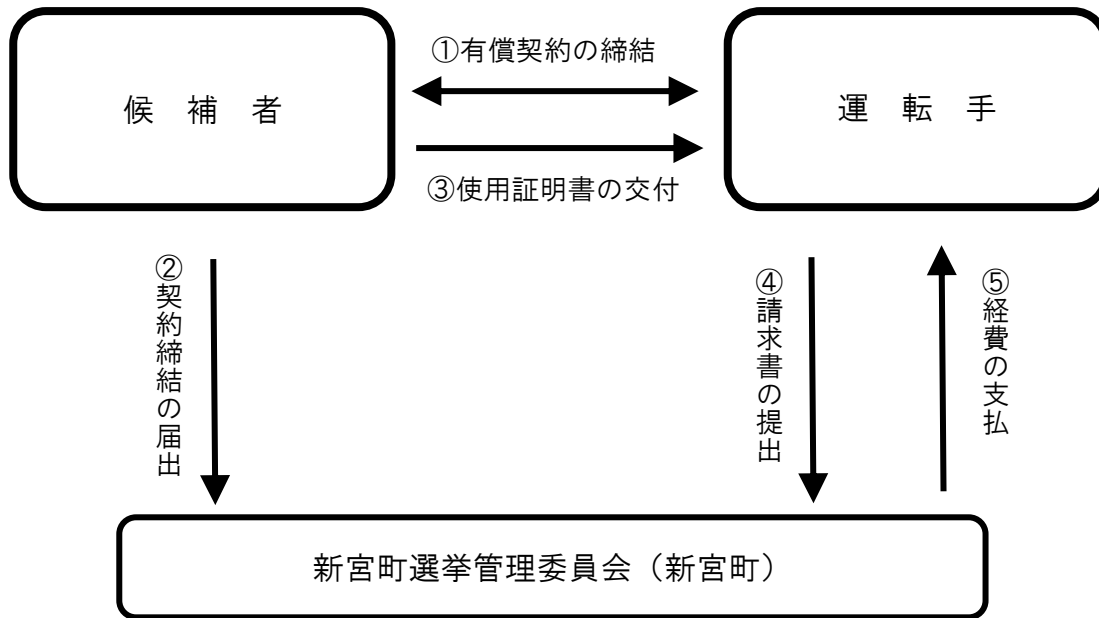
□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
立候補届出のとき又は 契約後直ちに	契約書の写し	
	自動車検査証の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
選挙の期日後速やかに （運転手⇒新宮町）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号 別紙 請求内訳書(3)】	

選挙運動用自動車の使用

（ 運転手の雇用 ）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 (契約に関する書面)	
2	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し 自動車検査証の写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第12号】	
4	請求書の提出 (運転手⇒新宮町)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第15号】 請求内訳書【様式第15号 別紙 請求内訳書(3)】	③の使用証明書
5	経費の支払 (新宮町⇒運転手)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費について、運転手は新宮町へ④の請求をすることはできません。

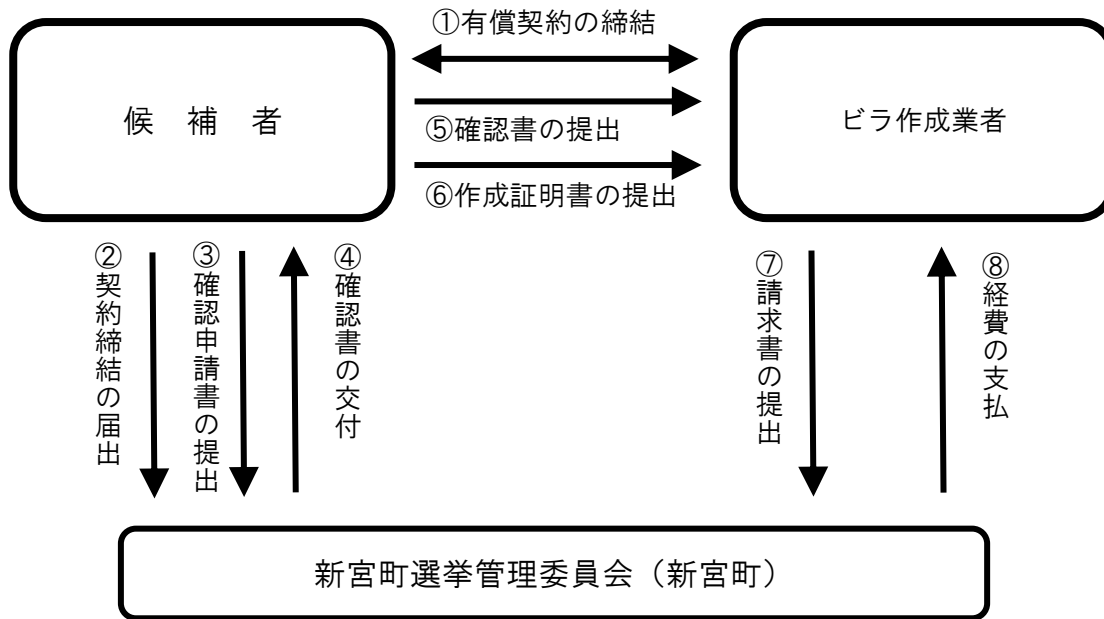
2 新宮町に対する上記の請求については、新宮町選挙管理委員会で受け付けます。

(5) 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
立候補届出のとき又は 契約後直ちに	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
契約届出書提出以降で、 ビラ作成後速やかに	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
選挙の期日後速やかに (ビラ作成業者⇒新宮町)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】	
	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第16号】	
	請求内訳書 【様式第16号 別紙】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
2	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された 書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
5	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)		④の確認書
6	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】	
7	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒新宮町)	請求書(選挙運動用ビラの作成)【様式第16号】 請求内訳書【様式第16号 別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
8	経費の支払 (新宮町⇒ビラ作成業者)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は新宮町へ⑦の請求をすることはできません。

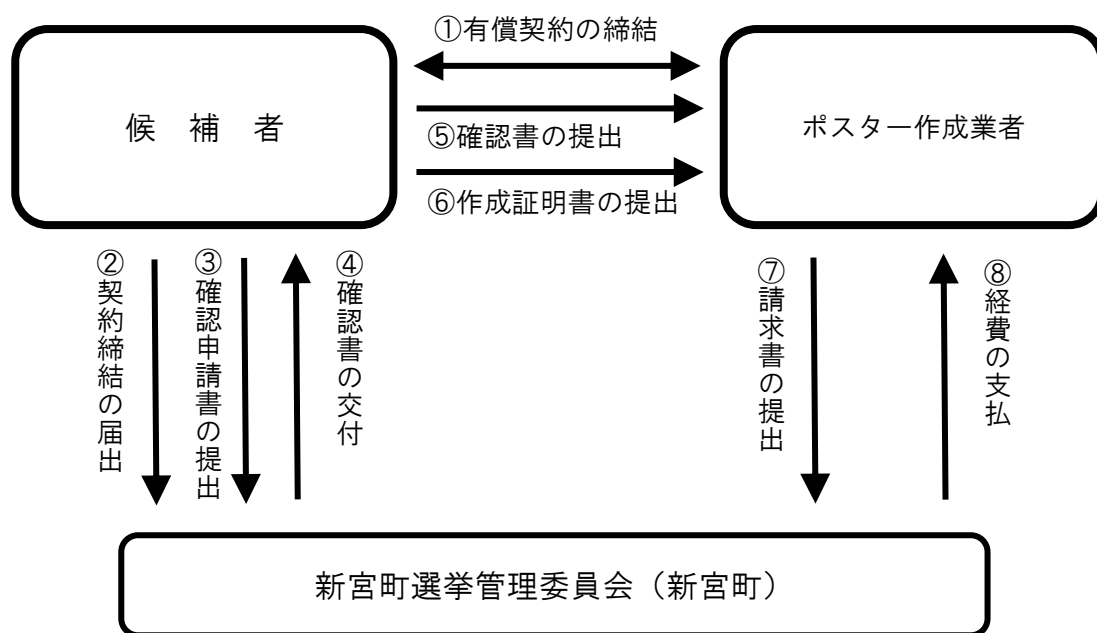
2 新宮町に対する上記の請求については、新宮町選挙管理委員会で受け付けます。

(6) 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	確認
立候補届出のとき又は 契約後直ちに	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
契約届出書提出以降で、 ビラ作成後速やかに	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
選挙の期日後速やかに (ポスター作成業者⇒新宮町)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第17号】	
	請求内訳書 【様式第17号 別紙】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
2	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスターの作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
5	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)		④の確認書
6	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
7	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒新宮町)	請求書(選挙運動用ポスターの作成)【様式第17号】 請求内訳書【様式第17号 別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
8	経費の支払 (新宮町⇒ポスター作成業者)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は新宮町へ⑦の請求をすることはできません。

2 新宮町に対する上記の請求については、新宮町選挙管理委員会で受け付けます。